国土交通省
中国地方整備局 浜田河川国道事務所
Ministry of Land,Infrastructure,Transport and Tourism
Chugoku Regional Dvelopment Bureau
Hmada office of River and National Highway

令和６年８月５日

お知らせ

資料提供先：浜田記者クラブ
江津記者クラブ
益田記者クラブ

私たちは川の守り人
河川協力団体

河川の維持や河川環境の保全等を一緒に行ってみませんか
～河川協力団体の募集を開始します～

浜田河川国道事務所では、令和６年８月５日（月）から「河川協力団体」として、自発的に河川の維持や河川環境の保全等に関する活動を行っていただける民間団体等の募集を行います。

※浜田河川国道事務所管内では、現在２団体が活動中です。

＜募集概要＞

〇活動対象区間：江の川水系江の川（島根県内）の国管理区間
高津川水系高津川、高津川派川、白上川、匹見川の国管理区間
（参照：別図）
〇募 集 期 間 ：令和６年８月５日（月）～令和６年１０月４日（金）
〇提 出 方 法 ：持参、郵送又はEメール
〇制 度 概 要 ：別添１「パンフレット」のとおり
〇募 集 要 項 ：別添２「募集要項」のとおり

※募集要領、申請様式等の詳細については、浜田河川国道事務所ホームページに掲載していますのでご確認下さい。

「河川協力団体制度」とは

河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を「河川協力団体」として法律上位置付け、河川管理者と河川協力団体が充実したコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで、河川管理のパートナーとしての活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることを目的とした制度です。

なお、河川協力団体の指定は、河川管理者が適正な審査を行ったうえで指定します。

★制度に関しては中国地方整備局のホームページで紹介しています。
https://www.cgr.mlit.go.jp/kasen/kasenkyouryoku/index.html

【問い合わせ先】
国土交通省　中国地方整備局　浜田河川国道事務所
副所長　若井（わかい）
（担　当）占用調整課長　小川（おがわ）
TEL 0855-22-3122（直通）
浜田河川国道事務所ＨＰ　http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/

浜田河川国道事務所では、Ｘ（エックス）により情報発信中です。

別　図

河川協力団体　対象区間
（江の川）
江の川
島
根
広島県
凡例
対象河川
地理院地図

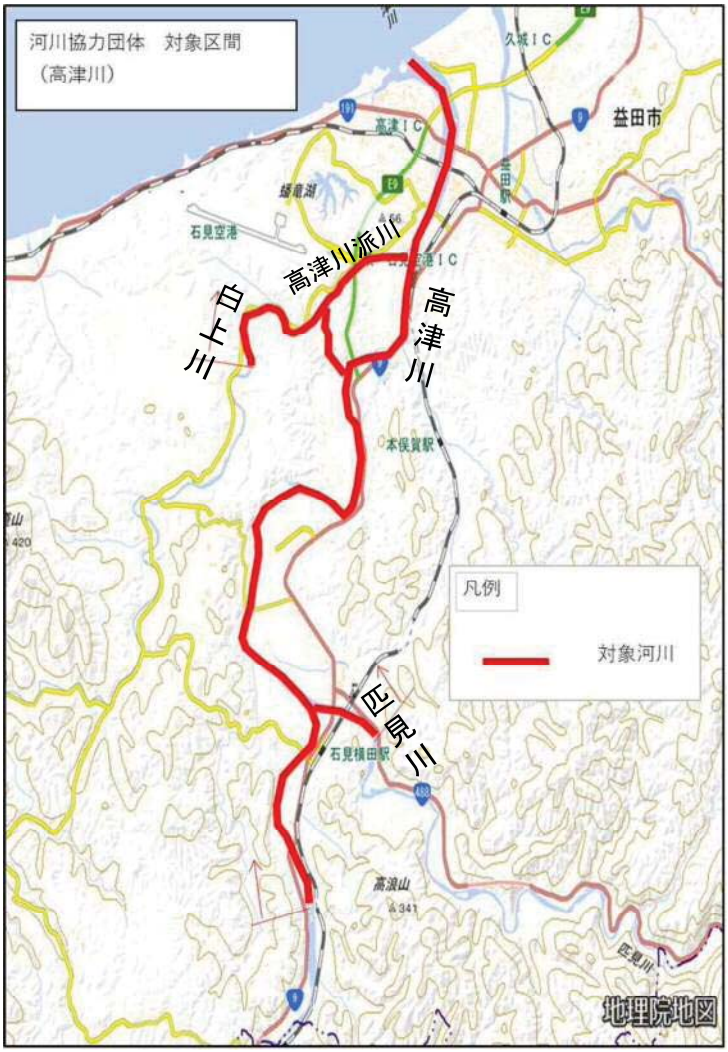
河川協力団体　対象区間
（高津川）
高津川
白上川
高津川派川
匹見川
凡例
対象河川
地理院地図

別添１

川を守り
川を育て
川を使う

河川協力団体制度

国土交通省

私たちは川の守り人
河川協力団体

川への「想い」をつなぐ

川をより身近に、守り育てる

川の安心、安全を守りたい河川管理者の想い
川を使った活動や、川の文化・歴史を広めたい河川利用者の想い

河川協力団体制度とは

河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を『河川協力団体』として法律上位置付け、河川管理者と河川協力団体が充実したコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで、河川管理のパートナーとしての活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることを目的として制度化されました。

河川協力団体制度の目的

河川管理者の目的
- 洪水等の災害防止
- 河川の適正利用
- 河川環境の整備と保全　など

河川協力団体の目的
- 河川空間を利用した活動
- 環境学習
- 環境美化　など

コミュニケーションにより
想いを共有

↓

相乗効果

↓

より良い河川空間の形成

河川協力団体指定を受けるには

河川管理者が河川協力団体を公募

↓

活動団体が河川協力団体に申請
●河川　●区間　●活動内容など

↓

申請書類を確認・審査 → **【主な審査内容】**（指定準則より）
① 申請資格
② 活動実績（継続性、公共性、活動姿勢）
③ 活動の実施計画（実効性、貢献度、協調性）

↓

河川協力団体の指定・通知・公示

自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO法人などの民間団体等が河川管理者に対して申請を行い、河川管理者は適正な審査を行ったうえで、河川協力団体として指定します。

河川協力団体の活動

河川協力団体の活動は4つあります。
河川協力団体は河川管理者のパートナーとして、河川の維持・管理に努めます。

1 河川協力団体の活動

河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持

河川の除草・集草

河川の清掃

河川や堤防の除草や
清掃を行い、快適で使いやすい
河川空間を維持します。

2 河川協力団体の活動

河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

干潟観察

水辺の安全利用講習会

河川や河川空間を使って、
観察会や、安全に河川を利用するための
講習会などを実施します。

3 河川協力団体の活動

河川の管理に関する調査研究

魚類調査

外来植物調査・駆除

水生生物の調査研究や、
生態系を維持するために外来生物の駆除活動などを行い、
河川の環境を維持します。

4 河川協力団体の活動

河川の管理に関する知識の普及及び啓発

災害教訓の伝承

河川・ダム管理状況説明

過去の水害などの伝承や、防災に関わる活動、
またダムなど河川にある施設での
説明会などを実施します。

**河川協力団体は、河川管理者が特に必要があると認めるときは、河川法99条により、
河川の管理に属する事項の委託を受けることが出来ます。**

河川協力団体として活動するメリット

河川協力団体として活動することで、様々なメリットがあります。
実際に活動している河川協力団体からはこんな声が聞こえています。

1 社会的信用度の向上

河川協力団体に指定され、国から指定を受け、共に活動している団体であることが認知されたことで、地域住民や自治体が協力的になった。

2 団体会員のモチベーションの向上

河川協力団体に指定されたことで、「国に認めてもらった」との名誉を会員が感じ、誇りを持って活動するようになった。

3 占用に伴う手続きの簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる占用手続きが、河川管理者との協議をもって足りることになった。

4 河川協力団体間の連携

自分たちの活動範囲だけでは繋がらなかった他団体と、河川協力団体という同じ指定団体と知り合い、活動連携に発展するようになった。

5 河川管理者との関係構築

河川協力団体に対する河川管理者側の窓口があり、団体活動への支援や活動に支障があった場合等、気軽に相談できるようになった。

6 河川に関する情報入手

治水、環境等の河川に関する情報が河川管理者から容易に得られるようになった。

河川協力団体
活動の成果

● 地域の実情に応じたキメ細やかな対応

河川の維持･管理には、膨大な時間と労力が必要です。そんな現状の中、河川協力団体は自分達の活動のフィールドである河川空間を快適に利用するためにキメ細やかな対応力で、維持･管理に貢献しています。

【青森県】馬淵川 NPO法人 水辺の楽校まべち

重要種等の生育などに配慮した除草作業を実施する河川協力団体

● 河川管理の質の向上

【徳島県】桑野川 横見町をきれいにする会

誰でも、いつでも気軽に近づける快適な河川空間は維持･管理が重要です。河川協力団体が実際の作業を行うにあたって、河川管理者と河川協力団体が協力して計画を作成するなど、両者が一体となって安心･安全な河川空間の維持･管理の質の向上につながっています。

河川協力団体による壁画制作･周知が、ゴミ不法投棄抑制につながり、河川管理の質が向上

河川管理者は、地域の実情に応じて、河川の維持・管理を進めています。
河川管理者のパートナーである河川協力団体の活動は、より地域の実情に則した活動であり、
河川の維持・管理における充実につながっています。

● 市民と河川管理者をつなぐ河川協力団体

【熊本県】球磨川 次世代のためにがんばろ会

河川協力団体は市民と河川管理者、双方の立場を理解し、活動しています。市民と河川管理者の間に立つことで、お互いの視点や想いを融合することが出来ます。その結果、河川の利活用や維持・管理につながります。

河川協力団体が運営する啓発ポスターコンクール。市民と河川管理者との想いが重なる。

● 地域づくり、環境の保全・再生への貢献

河川協力団体は、河川の環境調査や子ども達に向けた環境教育、水辺の安全利用講習会などを実施しています。その活動を通じて、自然環境への関心を高めたり、環境の保全・再生につながっています。また地域づくりや、地域づくりを担う人材の育成などにもつながっています。

河川協力団体によるアマモ場再生への取り組み。作業に地域の子ども達も参加することで、自分達が住む地域への関心や、自然環境に対する意識の向上につながっている。

【鳥取県・島根県】中海 NPO法人 未来守りネットワーク

「協働」が河川の「未来」をつくる

応援してください河川協力団体の活動

河川管理者と河川協力団体の協働によって、川と川の周辺で様々な成果が生まれています。
川の環境を保全し、快適な空間を提供することで地域の活性化や川の利用につながっています。

河川協力団体
ロゴマーク

私たちは川の守り人

河川協力団体

国土交通省

■制作意図

河川協力団体と河川管理者が、川を守り育てるために、お互いに手を取り合い、助けあいながら河川の維持・管理に取り組んでいく想いを表現しました。

河川協力団体は現在、全国で248団体（平成29年3月31日現在）が登録されています。各地の河川および河川の周辺で河川清掃や生物調査など様々な活動を展開しています。各河川協力団体の詳しい活動状況などは下記ホームページをご覧ください。

河川協力団体ホームページ

http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/rcg/index.html

河川協力団体　検索

◎制度に関するご質問やお問い合わせは下記までご連絡ください。◎

○北海道開発局:札幌市北区北8条西2　TEL:011-709-2311（代表）

【北海道】

○東北地方整備局:宮城県仙台市青葉区本町3-3-1　TEL:022-225-2171（代表）

【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】

○関東地方整備局:埼玉県さいたま市中央区新都心2-1　TEL:048-601-3151

【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県（利根川水系・富士川水系）、静岡県（富士川水系）】

○北陸地方整備局:新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1　TEL:025-280-8880

【山形県（荒川水系）、福島県（阿賀野川水系）、新潟県、富山県、石川県、長野県（信濃川水系・関川水系・姫川水系）、岐阜県（神通川水系・庄川水系）】

○中部地方整備局:愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1　TEL:052-953-8146（河川部）

【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、長野県（天竜川水系・矢作川水系・木曽川水系）】

○近畿地方整備局:大阪府大阪市中央区大手前1-5-44　TEL:06-6942-1141（代表）

【福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県（九頭竜川水系）、三重県（淀川水系・新宮川水系）】

○中国地方整備局:広島県広島市中区上八丁堀6-30　TEL:082-221-9231

【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】

○四国地方整備局:香川県高松市サンポート3-33　TEL:087-851-8061（代表）

【徳島県、香川県、愛媛県、高知県】

○九州地方整備局:福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7　TEL:092-471-6331（代表）

【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】

国土交通省　私たちは川の守り人 河川協力団体

別添２

浜田河川国道事務所　河川協力団体募集要項

１ 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、業務を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

２ 対象業務

（１）対象となる活動内容

河川協力団体の指定を行う河川管理者が定める河川の区間において、河川法第 58 条の９に規定される以下の業務の中から、希望する業務を行います。

【河川法 58 条の９に規定される業務】

①　河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
・河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等

②　河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
・不法行為の監視、河川の利用状況の把握等

③　河川の管理に関する調査研究
・外来種又は希少種の調査等

④　河川の管理に関する知識の普及及び啓発
・河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等

⑤　上記に掲げる業務に附帯する業務

（２）対象となる区間

上記（１）の活動をしていただく区間はおおむね次の区間とします。

・江の川水系江の川（島根県内）の国管理区間
・高津川水系高津川、高津川派川、白上川及び匹見川の国管理区間
なお、申請に当たり、活動を希望する区間を指定してください。

３ 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 33 条の８に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件の

いずれにも該当するものとします。

①代表者が定まっていること。
②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
④法人等の構成員（役員を含む。）が５名以上いること。
⑤申請時点において、法人等の設立後５年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
⑧直近１年間の税を滞納していないこと。
⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

（１）河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

ア　法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員及びその数が記載されているもの
イ　直近数年間の活動実績報告書（様式－報告）
ウ　指定後数年間の活動実施計画書（様式－計画）
エ　法人等の監査報告書又は収支計算書
オ　法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
カ　３　申請資格⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類（様式―誓約書）
キ　直近５年間で団体名の変更があった場合は、名称変更以前からの経緯、継続性が確認できる資料（該当の場合に限る。）
ク　その他、河川管理者が必要と認める書類

（２）申請に当たっての留意事項
ア　提出された書類は、返却いたしません。
イ　申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

ウ　各様式について、押印は不要とします。

5 募集期間

令和６年８月５日（月）から令和６年１０月４日（金）まで

6 提出先

（１）以下の提出先に、持参、郵送又はEメールにより提出すること。
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前９時から午後５時までとし、郵送又はEメールの場合は、募集期間内必着とする。

〒６９７－００３４
島根県県浜田市相生町３９７３
国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所 占用調整課 占用調整係
電話番号 ０８５５－２２－３１２２（直通）
Ｅメール gonokawa-shinsei@cgr.mlit.go.jp（江の川）
takatsugawa-shinsei@cgr.mlit.go.jp（高津川）

（２）申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する中国地方整備局の事務所（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、該当するいずれかの事務所に提出すること。

7 審査方法

（１）審査方法
河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会（必要に応じて学識経験者を含む）を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

（２）審査基準
①　申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
（ア）継続性：直近数年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
（イ）公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
（ウ）活動姿勢：直近数年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

（イ）貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

（ウ）協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との連携等が認められること。

（3）ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

8 結果の通知

（1）河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

（2）上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

（3）河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

（1）河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

（2）河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

（3）河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

（4）河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。

（5）河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

（６）河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第 58 条の 10 に基づく過去の浸水情報や盛土構造物等に関する情報提供の協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

ア　河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
イ　河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
ウ　河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 占用調整課 占用調整係
ＴＥＬ ０８５５－２２－３１２２（直通）
ＦＡＸ ０８５５－２２－２４８６
Ｅメール gonokawa-shinsei@cgr.mlit.go.jp（江の川）
takatsugawa-shinsei@cgr.mlit.go.jp（高津川）